

北関東防衛局管轄区域内で防衛省が発注する工事等からの排除措置の概要

- 1 防衛省が発注する工事等
から排除する業者名： 株式会社 阪本工営
業者の住所： 大阪府堺市西区平岡町92
- 2 防衛省が発注する工事等
からの排除措置年月日： 平成20年8月7日
- 3 防衛省が発注する工事等
からの排除措置の範囲： 北関東防衛局管轄区域（東京都、埼玉県、千葉県、群馬県、茨城県、栃木県、長野県及び新潟県）
- 4 事 実 概 要： 平成20年7月28日、大阪府県警本部から株式会社阪本工営について、防衛省が発注する工事等からの排除要請があったため。
- 5 防衛省が発注する工事等からの排除理由： 防衛省が発注する工事等からの暴力団排除の推進について（防経施第6993号。20.6.5）の添付書類1（防衛省が発注する工事等から暴力団排除を推進するための措置要領）の1に該当するため
- 6 そ の 他： 排除することとしている期間においては、当省が発注する工事等の入札への参加を認めない。

（参考）

防衛省が発注する工事等からの暴力団排除の推進について（防経施第6993号。20.6.5）の添付書類1（防衛省が発注する工事等から暴力団排除を推進するための措置要領）の1（抄）

防衛省が発注する工事等からの暴力団排除を推進するため、（中略）都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があった業者等、明らかに請負者等として不相当であると認められる業者については、当該状態が継続している間、（中略）防衛省が発注する工事等から排除するものとする。